

別記

契 約 単 価 改 定 基 準

(指標とする価格)

第1 公用車用燃料の各品名に係る契約単価改定の指標として、国からの委託を受けた事業者が調査及び公表を行う給油所石油製品の小売市況に関する週次の調査における各品目の1リットル当たりの価格(以下「価格の指標」という。)を用いるものとし、発注者は、これを常時記録するものとする。

(契約単価改定の検討)

第2 契約単価の改定の検討は、原則として、毎月(契約期間の末日の属する月を除く。)の末日の5日前(末日までの間に中5日を置いた日をいう。)までに行うものとする。

2 前項の検討において、当該検討の開始の日における直近の価格の指標と、この契約の供給期間の初日における直近の価格の指標(この契約が既に一度以上の契約単価の改定を経たものである場合にあつては、直近の契約単価の改定において用いた価格の指標)との差額が1円以上であるときは、直ちに契約単価の改定の協議手続を開始するものとする。

(契約単価改定の方法等)

第3 新たな契約単価は、受注者と発注者とが協議して決定するものとする。

2 前項の協議により決定された契約単価は、これを決定した日の属する月の翌月1日から適用するよう、変更契約を締結するものとする。

(緊急時の対応)

第4 経済情勢その他の情勢の変化又は物価水準の変動により石油製品の価格が急騰又は急落した場合において、第2第2項に規定する方法で算出した差額が5円以上であると認められたとき(価格が乱高下する気配があるため直ちに契約単価の改定を行うことが不適切であると認められるときを除く。)は、第2に規定する契約単価改定の検討時期にかかわらず、直ちに契約単価改定の協議手続を開始することができる。

2 前項の場合における契約単価改定の方法等は、第2及び第3の例による。この場合において、契約単価に係る協議が調ったときは、第3第2項の規定にかかわらず、速やかに変更契約を締結するものとする。